



香川地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

香川労働局一般公示第 111 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、香川地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「香川地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 10 月 3 日

香川労働局長 友住 弘一郎



記

香川地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合であって、香川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当っては別紙様式の推薦書により推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和 7 年 10 月 16 日（木）

(3) 推薦書の提出先

香川労働局労働基準部賃金室

（高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎北館 3 階）

(4) 委員の任期等

本件公示は委員の辞職（労働者を代表する委員 1 名）に伴う補欠委員の人選であり、補欠委員の任期は前任者の残任期間（令和 9 年 4 月 20 日まで）となること。